令和６年１月
川崎市教育委員会事務局

市立特別支援学校（分教室）へ入学予定の保護者の皆様へ

学校給食の申込と学校給食費の納付についてのお知らせ

学校給食の申込に当たっては、**学校給食の申込**及び**学校給食費の口座振替の手続**が必要です。
つきましては、下記の（１）と（２）の案内に従い、スマホ・パソコンで手続を行うか、同封の「学校給食申込書」及び「口座振替納付依頼書」に必要事項を御記入いただき、手続をお願いいたします。

１　学校給食の申込及び学校給食費の口座振替の手続について

(1)学校給食の申込

※「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコンやスマートフォンから、**「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」**で、学校給食の申込が可能です。こちらを御利用の場合、同封の**「学校給食申込書」の記載・提出は不要**です。

- 申 込 期 限　　**令和６年４月１２日**
- 申 込 方 法　　次の案内のとおり申込してください。

①下記 QR コードからアクセス　該当する方の QR コードを読み込んで申込してください。

①　令和６年度の新入生用

②　年度途中の転入生用

②必要事項を入力　初めて e-KAWASAKI を利用する場合は、利用者登録が必要になります。

e-KAWASAKI 操作方法→　e-KAWASAKI トップページ（ホーム）の「初めてご利用される方へ」や「ヘルプ」、「よくあるご質問」をご参照ください。
川崎市総務企画局デジタル化施策推進室 044-200-2077

または**「学校給食申込書」**（４枚組の書類のうち**４**枚目）　➔ **学校**に提出

- 切り離して必要事項を御記入いただき、学校給食申込書が入っていた封筒に入れ、封をせずに**入学式の日に学校に提出**してください。記入例はお渡しした封筒を御覧ください。

(2) 学校給食費の口座振替の手続

パソコンやスマートフォンから、**「Ｗｅｂ口座振替受付サイト」**で口座振替の申込みが可能です。
こちらを御利用の場合、**「口座振替納付依頼書」の記載・金融機関への提出は不要**です。

- 申 込 期 限　　**令和６年５月２０日**（第１期の口座振替日　７月１日分から）
- 詳　　細　　詳しくは下記 URL または QR コードから確認ください。
  https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135011.html
- 注 意 事 項　①キャッシュカードの種類によっては取扱いできない場合があります。
  ②口座振替の手続はお子様ごとに必要です。
  ③スマートフォンのアプリでは手続できませんので御注意ください。

または**「口座振替納付依頼書」**（４枚組の書類のうち**１～３**枚目）　➔ **金融機関**に提出

- 複写式ですので、切り離さずに必要事項を御記入いただき、**裏面の金融機関に直接お持ちください。**
  金融機関における口座振替の手続につきましては、できる限り**入学式の日まで**にお済ませくださいますようお願いいたします。記入例は用紙の３枚目裏面を御参照ください。

＜取扱金融機関＞

銀行	信用金庫	その他
みずほ・三菱 UFJ・三井住友・りそな・群馬・きらぼし・横浜・東日本・神奈川・静岡中央・ゆうちょ（郵便局）	横浜信用金庫・川崎信用金庫・さわやか信用金庫・芝信用金庫・城南信用金庫・世田谷信用金庫	中央労働金庫・セレサ川崎農業協同組合

- **学校給食費以外の経費は、別途、学校が指定する金融機関の口座からの引落しとなります。**
- 一度学校給食費の口座振替の手続を行うと、川崎市立学校（中学校・特別支援学校含む）への進学・転校の際の申込は必要ありません。
- 学校給食費の口座振替にかかる手数料は川崎市が負担しますので、保護者負担はありません。

２　学校給食費について

学校給食費（令和５年度現在）及び令和６年度の納期限（口座振替日）は次のとおりです。

		第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期
納期限		7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	1月6日	1月31日	2月28日
対象月（月割額）		4,5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分
納付金額	完全給食	9,200円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	9,090円
	牛乳停止	7,400円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	6,531円

- 令和６年度の年間納付額及び各期別の納付金額は、令和６年６月に改めて郵送で各保護者あてにお知らせします。
- 学校給食費は、最終的にお子様の１年間の給食食材の発注回数に応じて、お支払いいただきます。学校給食費の「精算」は第９期で実施します。
- 「牛乳停止」は、はっこう乳等の飲み物全般が停止の対象となります。（手続は下記Ｑ２参照）

３　学校給食費の納付手続に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　口座振替を申込期限までに手続できない場合はどうなるのか？

Ａ１　手続が完了していないと、第１期（４，５月分）の学校給食費については口座振替ができない場合があります。その際は、川崎市が発行する納付書により**金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。**納付書に印刷されたバーコードからモバイルレジ等で納付いただくことも可能です。次の納期限（第２期）に合算して口座振替をすることはできませんので、御注意ください。

Ｑ２　食物アレルギー等により牛乳を停止する又は牛乳のみの提供を受ける場合はどのような手続が必要か？

Ａ２　**「学校給食費区分変更届」の提出が必要**となります。必要書類など詳細は学校に御相談ください。

Ｑ３　生活保護を受給している場合は？

Ａ３　学校給食費は、学校を通じて支給される就学奨励費の対象となりますので、通常どおりお支払いください。

➢問合せ先

学校給食の申込又は口座振替の手続など、学校給食費に関するお問合せは、下記担当までお願いいたします。

川崎市教育委員会事務局　健康給食推進室

電話：044-200-2539／FAX:044-200-1810／mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

学校給食費に関するよくある御質問など、その他、学校給食費の取扱いに関する詳細は、下記ＵＲＬを御参照ください。

URL　https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html

川崎市　学校給食費